e　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

f　項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

g　「信用リスク　うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の二の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

h　「信用リスク　うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

i　「信用リスク　その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条第二項の規定により、100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

j　項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番６「合計」の項ヘ欄の額、第十一面の項番５「ＣＶＡリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番１「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l　項番５－２「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十八条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第三面の開示を行う場合、同面の項番９「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o　「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＣＶＡリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p　「カウンターパーティ信用リスク　うち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q　項番７「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるＰＤ/ＬＧＤ方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r　項番７「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100％のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s　「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t　「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

v　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

w　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

x　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。